

第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和3年3月19日(金)
2. 時 間 午後1時25分～午後3時5分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間
消防署長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 河村課長
人事課 晝間参事兼課長
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任
中村健康福祉センター所長
宮岡健康推進部副参事
地域保健課 正木主査
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・3月18日現在、国内の感染者数448,868人の内、県内の感染者数は31,318人、その内、市内の感染者は503人である。また、県内感染者の療養状況等は、入院が545人うち重症者は40人、宿泊療養が325人、宿泊・入院予定と宿泊調整中が115人、自宅療養が326人、新規公表分が115人、退院・療養終了が29,215人、死亡が677人である。
- ・3月6日現在の市内感染者の療養状況等は、感染者数481人の内、入院が8人、宿泊療養が3人、自宅療養が4人、退院・療養終了が466人である。
- ・3月17日現在、県内で64人の方が変異ウイルスへの感染が確認されている。

(2) 緊急事態宣言の解除について（資料2参照）

- ・昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催され、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了することが決定された。

(3) 入間市の対応について

- ・県の対策本部会議は、本日午後5時30分からの開催であることを承知いただきました

い。

- ◆ 市が管理する屋内外施設・市主催のイベント等の基本的考え方
 - ・ 県の解除方針に合わせた対応とする。
 - ・ 市の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守する。
- ◆ まん延防止等重点措置の対応
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、緊急事態時に「まん延防止等重点措置」を知事が市町村単位で協力要請できるとされた。
 - ・ 市が「まん延防止等重点措置」が必要と判断する基準について、人間地区医師会の知見を求めながら定めていく。
- ・ 以上の点を踏まえ、基本的な市の対応方針を決定した。
 - ①ガイドラインの遵守を徹底する
 - ②施設の原則利用中止を解除する
 - ③施設の利用時間を午後 9 時までとする
 - ④マスクを着用しない状況が想定される施設の機能を制限する
 - シャワーの利用中止
 - 施設利用にあたっては水分補給以外の飲食は禁止
 - ⑤イベント等については、4 月 11 日までは中止もしくは 11 日以降に延期する
- ・ 施設の利用時間等の制限は、当面の間（3 月 31 日まで）とし、緩和については県有施設の状況に合わせて対応する。
- ・ 開催が必要な市の審議会等は、徹底した感染防止対策を図ること。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について

- ・ 臨時交付金（3 次）を活用する事業として 33 事業が提案された。このうち 6 月議会前の執行が必要と判断されるものについては 4 月に補正予算を上程する方向で調整を図るので、要求内容について再度精査をお願いする。
- ・ 今回対象とならない事業は 6 月議会での対応も可能と判断したもので、今後の感染状況等を見極め、事業の効果、必要性を踏まえて検討を継続することをお願いする。
- ・ 今回、新規となる事業については、感染症対策としての必要性を考慮した事業名称とすることの検討を併せてお願いする。

(5) ワクチン接種の検討状況について（資料 3 参照）

《ワクチン接種会場》

- ・ 個別接種は、市内 30 ヶ所の医療機関を予定している。
- ・ 集団接種については、集団接種の拠点となる大規模な集団接種会場と、地域での中規模な集団接種会場を予定している。

- ・大規模会場は、広い接種会場及び駐車場が確保でき、週 3 回程度継続的に使用できることを条件に会場を選定する。また、中規模会場は主に地区公民館を予定している。

《ワクチンの接種順位》

- ・2月17日から国立病院機構等一部の医療従事者への接種が開始された。
- ・入間市においては、3月12日に供給されたワクチン1箱（975回分）を小分けにして、3月15日から医療従事者に対し接種が開始された。
- ・65歳以上の高齢者向けのワクチンについては、4月26日の週に1箱供給される予定である。市内の高齢者（約45,000人）に対して非常に少ない量であるため、高齢者施設の入所者から接種を開始したいと考えている。
- ・施設入所者以外の高齢者に対する接種の開始については、今後、国からワクチンの供給スケジュールが示され次第決定する。

(6) その他

※各部長からの報告等

- ・緊急事態宣言が解除されても感染リスクは継続しており、年度末、年度始めの諸行事について国民全体に行動の自粛が呼びかけられている。こうした状況を受けて、当分の間、職員の職務上における酒席の開催等について自粛を継続されたい。なお、個人的に飲食店を利用する際にあっても、感染防止対策が適切に施されている店舗等を利用するなど、感染予防、拡大の防止に留意すること。
- ・職員の勤務体制や休暇の取扱いについては、緊急事態宣言が解除されても感染が終息したわけではないので、当面の間、現行の取扱いを延長する。なお、サテライトオフィスについても情報政策課内の会場は継続する。
- ・マスクケース配布事業については、4月以降3歳児から中学3年生まで、配布する予定である。
- ・ひとり親家庭弁当配布事業については、対象となる1,544人に1人あたり10食分のチケットを来週配布予定である。協力飲食店は、現在42店舗であるが、随時、参加を受け付けている。
- ・市内民間保育士等への慰労金支給事業は、常勤換算で593人の方に3月25日に各施設に振り込み予定である。
- ・こども食堂ネットワークいるまと共同で来週22日から27日まで、250人に対してランチお届けプロジェクトを実施する。
- ・3月16日の閣議で決定した非正規労働者、女性ひとり親世帯に対する緊急支援策に関して、関係課の協力が必要な際は協力をお願いする。
- ・緊急事態宣言解除にあわせ近日中に、マスク会食のキャンペーンを実施したいと

考えている。

- ・市内の公園で花見等で人が集まり易い 11 ヶ所に注意喚起を促す看板を設置した。また、河川関係では、野田のパターゴルフ場、入間川と秋津川の合流地点に看板を設置した。なお、県においても人が集まり易い 4 ヶ所に進入禁止の措置を施している。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部は緊急事態宣言が解除される 21 日までとなるが、任意の対策本部を引続き設置していく。
- ・ワクチン関係について入間地区医師会に講演をいただけるよう調整している。
- ・啓発パトロールについては、4 月以降週 3 日とする。
- ・入間第一ホテルの昨日の宿泊利用者は 28 名で、昨日の県内 8 つの宿泊施設全体の利用者は 325 名である。3 月の初旬の利用者 200 人前半であったが、ここで 300 人を超える日が続いている。

※その他

- ・防災行政無線を使用する際の注意喚起は、緊急事態宣言解除後も感染再拡大に対する注意を促す必要性から 3 月末までは継続していく。
- ・県下一斉に実施している消防車両による感染防止対策の啓発広報については、緊急事態宣言の解除をもっていったん休止となる。